様式第12号（第11条関係）

地域生活支援事業　支給変更決定通知書

第　　　　号

 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

地域生活支援事業について、下記のとおり決定し、通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者証番号 |  | 支給決定障害者（保護者）氏名 |  |
| 変更年月日 |  年 月 日 | 支給決定に係る障害児氏名 |  |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
|  |

利用者証を丸亀市　　部　　課に返還してください。ただし、既に利用者証を提出されている方は、不要です。

返還先　　　　丸亀市　　部　　課　　　　　　住所

 電話番号

返還期限　　　　年 月 日

・不服申立て及び取消訴訟

１　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

２　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

丸亀市　　　　　部　　　　　課

住所

電話